

鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領

1 目的

県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導等を行うことにより、その適正な施工を確保することを目的とする。

2 対象工事

その年度に施工する工事のうち、次に掲げるもの（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 県が発注する建設工事のうち鳥取県施工現場実態調査員設置要綱（平成19年10月29日付第200700110091号鳥取県県土整備部長通知）に規定する施工現場実態調査員が監督員と協議して選定し、所管する各発注機関の長の承認を受けた工事
- (2) (1)に掲げるもののほか、各発注機関の長又は県土総務課長が必要に応じ選定した工事

3 実態調査

(1) 調査方法

施工現場実態調査員は、(2)に掲げる調査事項について、様式第1号により対象工事の施工現場の状況を調査し、確認するものとする。

(2) 調査事項は以下のとおりとする。

- ア 下請の使用及び報告状況
- イ 下請契約書の作成状況
- ウ 施工体制台帳等の整備状況
- エ 施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票及び建築確認表示の掲示状況
- オ 建設業退職金共済標識の掲示、**掛金収納状況**
- カ 現場代理人の駐在状況
- キ 主任（監理）技術者の業務従事状況
- ク 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知）の遵守状況
- ケ その他必要な事項

(3) 結果報告

施工現場実態調査員は、毎月の調査結果を様式第2号により発注機関の長**並びに総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「発注機関等の長」という。）**及び県土総務課長に報告するものとする。

4 詳細調査

発注機関**等**の長又は県土総務課長は、対象工事の施工状況が次に掲げる事項に該当するおそれがあると認めたときは、施工現場実態調査員のほか、発注機関の職員又は県土総務課の職員の2名以上で調査を行わせるものとする。

- (1) 現場代理人が対象工事の施工現場に常駐していない、又は実質的に関与していないもの
- (2) 主任技術者又は監理技術者が対象工事の施工現場に配置されていない、又は配置はされていてもその施工に実質的に関与していないもの
- (3) その他前条に掲げる結果報告等により発注機関の長又は県土総務課長が必要と認めたもの

5 改善指導等

(1) 施工現場実態調査員は、3の規定による調査により次の不適切な事実を確認した場合、対象工事の施工業者（以下「対象業者」という。）に対し、それぞれに定める期限を付して口頭でその改善を指導するものとする。

- ア 次数制限を超えた下請 5日
- イ 県外業者との下請契約 5日
- ウ 社会保険等未加入業者との下請契約 5日
- エ 下請契約書の未作成 5日
- オ 標準見積書活用状況と下請契約遵守事項報告書記載事項との相違 3日
- カ 施工体制台帳の未作成 5日
- キ 施工体系図の未掲示 5日
- ク 施工体制台帳及び施工体系図の未提出 5日
- ケ 建設業許可票の未掲示 3日
- コ 労災保険関係設立票の未掲示 3日
- サ 建築確認表示の未掲示 3日
- シ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の未掲示 3日
- ス 建設業退職金共済制度の共済証紙の未配布又は掛金充当書の未作成 5日
- セ 監理技術者資格者証の不携帯 3日

(2) 施工現場実態調査員は、(1)のア～セの事実が(1)の指導の期限までに改善されない場合、発注機関の長並びに総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「発注機関等の長」という。）に対し、その旨報告するものとする。

(3) 総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所等の長」という。）は、(2)の報告を受けたときは、様式第3号により対象業者に対し文書指導を行い様式第4号により改善報告を求めるものとする。

(4) 施工現場実態調査員は、様式第4号により、改善状況を確認し、発注機関等の長に、当該改善状況を報告するものとする。

(5) 総合事務所等の長は、(4)の報告に基づき改善されてないと認められるときは、(3)の例により、再度文書指導するとともに、県土整備部長に対し、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づき当該指導内容に係る報告を行うものとする。

6 資格停止での減点

県土整備部長は、5(5)の文書指導又は4の詳細調査により資格停止を行ったときは鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱（平成25年4月3日第201200194806号鳥取県県土整備部長通知。）及び鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領（平成25年4月3日第201200196355号鳥取県県土整備部長通知。）においてそれぞれ定めるところにより、評価項目の資格停止について減点するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年6月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年11月21日以降に起工決裁を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日以降起工決裁を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。